

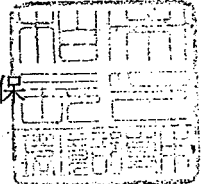
## 実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏環環第300号

平成29年6月12日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会  
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号・第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

|                          |                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称 | 浄化槽台帳の整備に関すること。                                                                                                                                                 |
| 提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要 | ・ 清掃業者から提出される報告書内容をパソコンに登録し、設置状況、清掃状況、保守点検状況等を管理している。<br>・ 設置の際に提出される、合併処理浄化槽概要書により設置状況を把握している。                                                                 |
| 提供する保有個人情報の項目            | 浄化槽管理者の氏名・住所・電話番号・浄化槽の設置場所                                                                                                                                      |
| 保有個人情報の提供先               | 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター及び一般財団法人千葉県環境財団<br>(いずれも千葉県指定検査機関)                                                                                                            |
| 保有個人情報の提供先における利用目的       | 浄化槽法の法定検査受検案内を発送するため。                                                                                                                                           |
| 提供しようとする理由               | 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター及び一般財団法人千葉県環境財団では、浄化槽管理者が新規に設置した情報や廃止した情報がないため、管理者から申込みがあってから検査をするだけでは、受検する管理者が少ない。このことにより公共用水域の水質悪化の原因ともなることから、積極的に案内を発送し、法定検査の受検の周知を徹底するため。 |
| 担当部署                     | 環境部 環境政策課                                                                                                                                                       |
| 備考                       | 今後も同様に提供を行いたい。<br>平成29年3月21日付けで一般財団法人千葉県環境財団が千葉県指定検査機関に追加指定された。                                                                                                 |



様式第4号（個人情報保護条例第11条第3項関係）

|  |                                                                                                          |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターへの提供については、平成25年1月16日付け柏環保第886号にて実施機関以外の者への提供に係る諮問をし、平成25年2月15日付け柏情審第89号にて「可」の答申を受けている。 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定について

平成 29 年 3 月 21 日  
千葉県環境生活部水質保全課  
電話：043（223）3818

県では、浄化槽法に基づく法定検査の検査体制を強化するため、新たに法定検査を行う指定検査機関として、一般財団法人千葉県環境財団を指定しましたのでお知らせします。

### 1 概要

浄化槽の法定検査を行う新たな指定検査機関の募集に1団体から応募があり、応募団体について、浄化槽法施行規則の指定基準である技術的基礎及び経理的基礎等を審査した結果、次のとおり新たに法定検査を実施する団体を指定しました。

### 2 指定内容

- (1) 指定団体 一般財団法人 千葉県環境財団  
(千葉市中央区中央港1丁目11番1号)
- (2) 指定日 平成29年3月21日(火)
- (3) 業務を行う期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

### 3 平成29年度の検査体制について

- (1) 一般財団法人 千葉県環境財団（新たに指定する指定検査機関）
  - 平成29年4月以降に設置届等が提出される浄化槽の7条検査
- (2) 公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター（従前からの指定検査機関）
  - 平成29年3月までに設置届等が提出された浄化槽の7条検査
  - 11条検査

### 参 考

#### 【浄化槽の法定検査】

7条検査 ・浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5か月の間に行う検査

11条検査 ・7条検査実施1年後から年1回定期的に行う検査

【平成27年度の浄化槽新設基数】 ・ 6,718基（全国第5位）

#### 【一般財団法人千葉県環境財団の概要】

設 立 昭和49年12月 財団法人千葉県公害防止協会として設立

主な事業 ・ 自然環境の保全、再生、活用に関する事業  
・ ちば環境再生基金の造成及び運営  
・ 水質検査・調査、地質調査、空気環境の測定

電 話 043（246）2078

#### 【公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの概要】

設 立 昭和54年12月

主な事業 ・ 浄化槽の法定検査  
・ 浄化槽に関する知識の普及・啓発

電 話 043（246）6283

カスタム検索

Q

トピックス一覧

新着情報一覧

ホーム

環境省のご案内

政策分野・行政活動

環境基準・法令等

白書・統計・資料

申請

## 法令・告示・通達

[ホーム](#) > [法令・告示・通達](#) > 浄化槽法第七条及び第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について

### 浄化槽法第七条及び第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について

公布日：平成7年6月20日

衛浄35号

(各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)

浄化槽法(昭和五十八年法律第四三号。以下「法」という。)第七条及び第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査(以下「法定検査」という。)については、厚生省生活衛生局水道環境部長通知(平成七年六月二〇日付け衛浄第三三号)をもって、その項目、方法その他必要な事項が指示され、当職通知(同日付け衛浄第三四号)をもって、その検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等を示したところである。

ついては、これらの通知と併せて、法定検査の適正な実施、受検率の向上等を図るため、左記の事項に十分留意の上、法定検査の効率的な推進等について格段のご協力をお願いする。

記

#### 一 受検率の向上について

地域の実情に応じて、左記の体制の整備等を行うこと等により、法定検査の確実な実施に努められたいこと。

##### (一) 法定検査が確実に行われるような体制の整備

ア 法第七条に基づく浄化槽の水質に関する検査(以下「七条検査」という。)については、法第五条の規定による届出等の機会を活用して、確実に受検指導を行う体制の整備を図ること。

イ 厚生省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第一七号)第四条第二項及び第九条第二項の規定により、浄化槽管理者は、七条検査に係る手続きを当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に、法第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査(以下「一条検査」という。)に係る手続きを当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者にそれぞれ委託することができることとされているので、関係業者との連携のもと、当該規定の積極的な活用を図ること。

ウ 浄化槽管理者等による維持管理のための組織の設立、関係業者及び指定検査機関の連携等を通じて、保守点検、清掃及び法定検査を一括して契約する仕組みについて、それぞれの責任の明確化にも留意しつつ、その構築を図ること。

##### (二) 受検指導の強化

法定検査の意義、必要性等について浄化槽管理者の正しい理解を得るため、指定検査機関と協力しつつ、広報・啓発活動、都道府県・政令市担当部局からの文書指導等受検指導の一層の強化を図ること。

##### (三) 協力体制の確立

ア 関係者の意志疎通を図り、協力関係を構築するため、都道府県・政令市、指定検査機関等の関係者からなる協議会を設置する等相互の協力体制の確立を図ること。

イ 浄化槽の設置、使用開始等に係る情報が、指定検査機関に対し、迅速かつ円滑に提供される体制の整備を図ること。

## 二 法定検査の効率化等について

いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの一一条検査とBODその他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、一次検査としてBOD測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、一一条検査においてBODを導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。

なお、検査の効率化等の観点からやむを得ずBOD検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっては、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

## 三 法定検査結果の活用について

ア 検査結果の都道府県(保健所を設置する市にあっては、市とする。)に対する通知については、連絡窓口を保健所等に一元化する等検査結果の伝達に係る責任の明確化を図られたいこと。なお、検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽については、当該検査結果が速やかに通知されるよう措置されたいこと。

イ 検査の結果、改善が必要と認められる浄化槽については、保健所等が中心となって改善指導を確実に実施されたいこと。なお、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を実施されたいこと。

ウ 社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である各都道府県の浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」は、法定検査の結果が浄化槽機能の改善につながる効果的な制度であるので、その一層の活用を図られたいこと。

## 四 その他

ア 浄化槽に関する知識及び技術を提供できる専門機関として、浄化槽の機能調査等に指定検査機関を積極的に活用するとともに、市町村と指定検査機関の連携の強化が図られるよう指導されたいこと。

イ 指定検査機関の間の情報交換を促進するため、指定検査機関における相互交流活動の一層の推進に配慮されたいこと。



環境省 (法人番号1000012110001)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

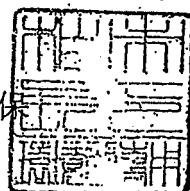
様式第 4 号 (個人情報保護条例第 1 1 条第 3 項関係)

実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏環保第 8 8 6 号  
平成 2 5 年 1 月 1 6 日

柏市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 古 山 英 二 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保



柏市個人情報保護条例第 1 1 条第 2 項第 3 号・第 4 号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第 3 項の規定により次のとおり諮問します。

|                          |                                                                                                                                                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称 | 浄化槽台帳の整備に関すること                                                                                                                                          |
| 提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃業者から提出される報告書内容をパソコンに登録し、設置状況、清掃状況、保守点検状況等を管理している。</li> <li>・ 設置の際に提出される、合併処理浄化槽概要書により設置状況を把握している。</li> </ul> |
| 提供する保有個人情報の項目            | 浄化槽管理者の氏名・住所・電話番号・浄化槽の設置場所                                                                                                                              |
| 保有個人情報の提供先               | 社団法人千葉県浄化槽検査センター<br>(千葉県指定検査機関)                                                                                                                         |
| 保有個人情報の提供先における利用目的       | 浄化槽法の法定検査受検案内を発送するため。                                                                                                                                   |
| 提供しようとする理由               | 社団法人千葉県浄化槽検査センターでは、浄化槽管理者が新規に設置した情報や廃止した情報がないため、管理者から申込みがあつてから検査をするだけでは、受検する管理者が少ないため、このことにより公共用水域の水質の悪化の原因ともなることから、積極的に案内を発送し、法定検査の受検の周知を徹底するため。       |
| 担 当 部 署                  | 環境部 環境保全課                                                                                                                                               |
| 備 考                      | 今後も同様に提供を行いたい。                                                                                                                                          |



柏 情 審 第 8 9 号

平成 2 5 年 2 月 1 5 日

柏 市 長 秋 山 浩 保 様

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 古 山 英



実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（答申）

平成 2 5 年 1 月 1 6 日 付 柏 環 保 第 8 8 6 号 で 諮 問 の あ っ た 事 項  
について、次のとおり答申します。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 当審議会の結論    | <p>諮問に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の外部提供については、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 1. 1 条第 2 項第 4 号に規定する特別の理由のあるときに該当するものと考えます。</p> <p>ただし、本件保有個人情報の利用の目的について、条例第 1. 3 条の規定に基づき、提供先に対して浄化槽法第 7 条及び同法第 1 1 条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の案内の送付に関することに限定するように制限を付すことを求めるものとします。</p> <p>また、次回以降の外部提供についても、今回の諮問内容と変更がない限り、当審議会の意見を聴かなくてもよいものとします。</p> |                                                             |
| 当審議会の判断    | <p>本事務において、提供先に本件保有個人情報を提供することは、法定検査の適正な実施体制の整備及び法定検査の受検率の向上並びに公共用水域の水質の悪化の未然防止に寄与する高い公益性を有するものである。</p> <p>よって、本件保有個人情報を提供先に提供することは妥当であると考えます。</p>                                                                                                                                                                                   |                                                             |
| 諮問に係る案件の概要 | 個人情報取扱事務の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 浄化槽台帳の整備に関すること。                                             |
|            | 提供先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 社団法人千葉県浄化槽検査センター（平成 2 5 年 4 月 1 日公益社団法人へ移行予定）               |
|            | 提供する理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 提供先による法定検査の案内の送付を行うためには、提供先に対して本件個人情報を提供することが必要であると考えられるため。 |
|            | 提供する項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 浄化槽管理者の氏名、住所及び電話番号並びに浄化槽の設置場所                               |

6 議事（要旨）

- (2) 実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（諮問）  
事務局から当該案件の簡潔な説明を行った。

（諮問庁入室）

→（諮問庁）おはようございます。環境保全課の島村です。よろしくをお願いします。

☆（古山会長）どうぞおかけください。座ったままで結構ですから説明をお願いします。

→（諮問庁）では、失礼させていただきます。今回、浄化槽法に定められている 7 条検査という、設置後 3 カ月から 5 カ月の間にやる検査と、年に 1 回、浄化槽法の第 11 条で定められている水質の検査を千葉県が指定する検査機関である千葉県浄化槽検査センターへ情報提供するため、今回諮問させていただきました。

☆（古山会長）つまり、水質が悪化しないように、検査を行うことが定められていますね。

→（諮問庁）はい。それで、一応こちらから案内文を出しても、年に 1 回の 7 条、11 条検査にしても、浄化槽を使用している家庭が検査を受けなくても何のおとがめもないため、受検率も 10% 前後ということで非常に低い状態で、諮問庁でも、浄化槽清掃業者とか、そういったところにパンフレットを配ってもらうように、4,000 部ほど印刷して対応していますが、なかなか受検率が上がらない状態です。また、千葉県が指定する検査機関も千葉市にある浄化槽検査センター 1 カ所しかないということからも、受検率がかなり低いんじゃないかと。

それで、こちらの情報を検査センターのほうは、なかなか得られない状態なので、情報を提供して受検率のアップ等を図るために受検の案内をしているということです。

☆（田中委員）基本的なことなんですけれども、浄化槽を設置したときには、それは市のほうに申請が来るわけですか。

→（諮問庁）例えば建築確認申請とかでやる方がほとんどですから、建築指導課と同等の検査資格を持つ民間の検査機関が

確認申請をした場合は、今、7 条検査というのは、この 3 月までは合併浄化槽の概要書と一緒にについていて、その 7 条検査は、民間指定検査機関のほうからそのまま千葉県の浄化槽検査センターに提供していたんです。しかし、今年の 4 月から、要綱改正によりまして、それが建築基準法では 7 条検査依頼書というのをつけることがおかしいと。千葉県の浄化槽指導要綱と同じ、柏市の浄化槽指導要綱に基づいて行っているんですが、そここのところに県の建築指導課のほうから、7 条検査依頼書というのをつけるのはおかしいということで、外しなさいということになっていまして、それで、この 4 からは 7 条検査依頼書がなくなります。かといって建築基準法の 93 条第 5 項で、そういった民間指定検査機関であっても、情報の提供として保健所へ通知しなければならない。その情報提供で保健所から、また諮問庁のほうへ来ますので、その 7 条検査依頼書がなくなることによって、逆に諮問庁のほうから、今度はそういった指定検査機関である千葉県浄化槽検査センターのほうへ設置の状況をお知らせしなければならないということで、今回、諮問にかけようということです。

☆（田中委員）ということは、市は確実に全ての浄化槽の情報をつかんでいるということですね。だけど、検査センターのほうは抜けがあるかもしれない。

→（諮問庁）はい。今後は多分情報が入ってこないと。結局、浄化槽工事業者とか、そういった者は指導できますが、それを必ずやらなきゃだめだと強くまではなかなか言えないところがあるかと思うんです。そういったことで、まだまだ徹底されてないところがかなりあるんで、これをきちんとしていきたいということです。

☆（古山会長）わかりました。もちろん検査費用なんかは市役所のほうで負担されるわけですね。

→（諮問庁）検査費用は個人負担、受益者負担になります。検査しなくても別に何のおとがめもないので。

☆（古山会長）そうすると、費用を負担したくないというので



検査を受けないという人もいるかもしれませんね。

→(諮問庁) 結構多いと思います。5人槽ぐらいですと年1回で約5,000円なんですけども、10人以下であれば、それでもやっぱりやらないというか、そういった人たちが多いですね。それと、11条検査というものを知らない。徹底されていないところはかなりあるかと思うんです。

☆(古山会長) 難しいですね。情報公開することよりも、むしろそのほうが心配です。

→(諮問庁) ありがとうございます。

☆(田中委員) 柏市のほうから案内を発送するという事はないんですか。

→(諮問庁) 今、7条検査については受検が低いということで、柏市と千葉県浄化槽検査センターと両方で、7条の受検については案内を出しています。

☆(田中委員) ただ、今度は検査センターのほうで情報が抜けて落ちていると柏市のほうから出すのは届くけれども、検査センターのほうから出すのは行かないということがあるわけですね。

→(諮問庁) 一応諮問庁のほうは、保健所から諮問庁のほうへ通知が来た分を向こうへ、個人情報として検査センターのほうへ送りまして、諮問庁の依頼文とか封筒を浄化槽検査センターのほうへ預けてありますので、それと一緒に県の案内の手続とか、それらと一緒に入れて、こういうのを浄化槽管理者に郵送しているような形は引き続きやっていく予定です。

☆(田中委員) 今は、案内のものは皆、検査センターのほうに依頼をして、向こうから出してもらっている。郵送料は検査センターが払っているということ。

→(諮問庁) そうですね。それでも結構7条検査なんかは、合併浄化槽補助金に該当するような人は、先に7条検査依頼書と、7条検査の手数料まで支払った証明書をつけているんですけど、その7条検査手数料を払ってあるにもかかわらず、受検していないというのがあって、そのお金が相当余って。そういった状況もあるみたいなんです。

☆(田中委員) 申し込みながら、じゃ、いつ来てくださいというのがないという状況ですね。

→(諮問庁) そうですね。連絡も、検査センターでもアポをとっているみたいなんですけども、それでもやっていない。県内でも相当あるみたいです。

☆(古山会長) ぜひ徹底してやってください。

→(諮問庁) はい。これは県庁と、それから検査センターと足並みをそろえてやっていきたいと思っています。

☆(古山会長) では、特に質問がなければ、これで諮問庁からの説明は終了とさせていただきます。

→(諮問庁) どうもありがとうございました。失礼します。

☆(古山会長) ありがとうございます。

(諮問庁退室)

☆(古山会長) では、審議に入ります。

☆(高岡副会長) 可と考えます。

☆(古山会長) 可ですね。これ、皆さん、考え方同じなら。

☆(田中委員) 1点気になるのは、別にやらなくも、市が発送すれば済むものだなと思います。市が住所を持っているわけだから、市が直接送れば。

☆(古山会長) 検査機関に提供することの問題だということなんでしょうね。

☆(田中委員) だから、わざわざ向こうに発送を依頼しなくても、市が直接発送できるものですね、逆に言えば。そこがちょっと引っかけると言えば引っかけかかるとすけど。わざわざ市じゃないところに情報を出して送ってもらわなくても、市が直接送れる。送っても何ら問題が、郵送料がかかりかすけれどもとちょっと思ったんですが。

☆(古山会長) 直接検査する機関が通知しないと、市が通知したものに検査機関が出ていくというよりも、検査機関自ら通知していくということのほうが効率的だと考えているんじゃないかしらね。

☆(田中委員) ただ、送るものは一緒ですね。それで、申込書なんかは、リターンアドレスは検査センターになっていれば、

そういうことで済むような。

☆（古山会長）いずれにせよ、情報を提供することは可である  
と。

☆（田中委員）いや。市が送れば済むことであって、わざわざ  
市の外の検査センターに依頼をして送る必要があるのかな  
と思ったものですから。市ができない理由はないですね、今  
のところ。

☆（古山会長）検査機関と市の関係というのは、どういうこと  
になっているのかしら。

→（事務局）検査機関は社団法人になりますので、そこは千葉  
県が指定している検査機関というだけで、柏市との関係は特  
にありません。柏市が指定しているわけではなくて、ただ、  
県内でそこ1カ所しか検査する場所がないので結局、事実上  
そこしかないということなんです。

☆（古山会長）これは元々千葉県の業務だったんじゃないの？  
それが市に移管されてきたわけでしょう。何か千葉県、みな  
なやってくるんだね。その点、どうですか。今の田中委員の  
あえて社団法人に情報提供して、そこから通知するというワ  
ンクッションを置かないで、直接、市が通知してはどうかと。  
そうしたら、市が目的に沿ってやっているわけですから、外  
部提供にはならない、その場合は。だから、審議会にかける  
必要もなくなる。きっと千葉県から移譲されてきたという歴  
史的なきさつから、柏市は直接連絡することに違和感があ  
るのかな。

☆（田中委員）今までは、検査確認等のおかげで、検査センタ  
ーが情報をちゃんと得てはいたけれども、これからそれが行  
かなくなる可能性があるということでしょうね。

☆（古山会長）そういうことですね。

→（事務局）事務局のほうで環境保全課から確認したんですけ  
れども、今年の4月以降は、千葉県で取り扱っている部分に  
つきましては、千葉県はこの検査センターに、ここにある個  
人情報を情報提供するということみたいです。

☆（古山会長）では、この権限移譲というか、業務移転の過渡

的なことでこういうことが起きたと考えられますね。

→（事務局）千葉県内では、柏と船橋と千葉市はそれぞれの市  
がやっているんですが、それ以外のエリアは全部、千葉県で  
浄化槽の事務をやっていますので、その部分については、県  
は4月以降、この検査センターに個人情報を外提供するとい  
うことらしいです。ほかの2つの市は、今回、柏市みたいに  
に外部提供するかどうかはまだ検討中らしいです。

☆（高岡副会長）例えば浄化槽を設置したときに、柏市のほう  
は把握しますけども、柏市から発送して、通知を受け取った  
方は検査センターのほうに問い合わせをするということに  
なると、検査センターのほうでは、柏市がどこの住所の誰に  
案内又は通知を送ったというデータをいただいていないと  
問い合わせに対して的を射た返答ができないということに  
なります。そのため、浄化槽を設置した人の住所、氏名等は、  
通知の発送をどこが行うかは別にして、柏市から検査センタ  
ーのほうに事前提供しなければいけないと思います。そうな  
ると、通知の作業をどっちがやるかという問題であって、や  
はり情報は検査センターのほうに提供せざるを得ないと思  
います。どっちが効率的かというのはちょっと判断つきかね  
ますけども、やってもらっていいんじゃないかなと思います。

☆（古山会長）そうですね。だから、千葉県が行っていた業務  
を柏市に移転するときに、ちょっとその点の配慮が欠けてい  
たということになりますね、これ。いずれにせよ、情報提供  
は可であると。ただ、田中委員のほうから、そういう二度手  
間をする必要があるのかどうかという点が指摘されたとい  
うことで。

ほかに御意見ございますか。なければ、本件はこの辺で。

☆（田中委員）ちょっと私は引かかるんですが、この法定検  
査のみでしたら、多分いいんでしょうけど、言い方は悪いで  
すが、これは検査センターがあと何かプラスアルファの商売  
を、定期点検してくださいますかとかという案内もそれで出され  
たら、これは目的外使用になりますね。そのおそれがほんとう  
にないのかどうか。

だから、これは個人情報を提供するに当たって、どういう相手とのやり取りというか、規約をつくるのかとかということ、そこら辺は非常に提供するにしても気になることですね。

☆（古山会長）社団法人は営利事業はやってませんね。

→（事務局）こちらは今年の4月から公益社団法人。

☆（古山会長）なったらできない。売り込みできない。

→（事務局）実は清掃する会社はおそらくここではなくて、また民間業者が清掃すると思います。

☆（田中委員）あるターゲットの個人情報のまとまりというのは非常に商売に使いやすい情報なので、ちょっとそこは気をつけておいたほうがいいと私は思うのです。

☆（古山会長）悪用するチャンスを与えてしまうと。悪用というか、目的外に使用するというすきを与えてしまうと。

☆（高岡副会長）資料2で提供先における利用目的というのが受検案内を発送するためとありますので、今、田中先生が御心配の点を考えて、提供するときに利用目的を限定して、このためにのみお使いくださいという注意書きを添えて送っていただくということではいかがでしょうか。

☆（古山会長）おそらく田中先生の趣旨は、幾らそうやって条文、その他でもって縛っても、そういうチャンスを与えてしまうような行為は、やらなくて済む場合は、できるならやらないほうがいいだろうということ。やむを得ず提供しないと事が進まないときにはいろいろ縛りをかけて提供するけど、別に提供しても、しなくても、結果は同じだということをお互に提供する必要もないだろうということなんですね。だから、全てルールどおり、条文どおりにやってくれば、一切不祥事というのは起きないわけで、そこを悪用というか、流用するとか、転用するとか、あるいは知らなかったとか、そういうのがいつも問題が発生する根本原因なんですね。という点で、田中先生の危惧はレジティメートですね。

どうでしょう、これ。皆さんの御意見がもしあれば。情報の提供の是非じゃなくて、必要があるのかということ。将来

の課題として、そういうことがまた時がめぐってくると必要になってくるわけですね。そのときにまたやるんじゃなくて、それは千葉県からの移譲を受けたときの手続の抜けたところがあったというふうに考えられるので、それを千葉県のほうだと今後はこうするというふうに、業者との間ですか、その公益法人との間のやってしまうという手もありますね。しかし、今回に限っては、これは提供可ということで進めたらいかがですか。

じゃ、そういうことでまとめてください。

→（事務局）可だけれども、利用の目的はこれだけということ、制限する形で可ということによろしいですか。

☆（古山会長）はい。目的限定で可と。

→（事務局）では、こちらで答申書をつくりまして、また後ほど会長に具体的な部分については、御相談ということによろしいでしょうか。

☆（古山会長）はい。